

平成22年 第19回京丹後市教育委員会会議録

- 1 開催年月日 平成22年12月27日(月)
開会 午後4時03分 閉会 午後5時45分
- 2 場 所 大宮庁舎4階 第2・3会議室
- 3 出席委員名 上羽敏夫、文珠清道、森益美、小松慶三、米田敦弘
- 4 欠席委員名 なし
- 5 説明者 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 高橋忠彰、学校教育課長 藤村信行
社会教育課長 安達忠行、文化財保護課長、吉田誠、
総括指導主事、後藤幸雄
- 6 書 記 教育総務課長 糸井嘉彦
- 7 議 事
(1) 議案第95号 京丹後市学校再配置基本計画の修正について
- 8 そ の 他
(1) その他
市民部 子ども未来課
「京丹後市保育所再編等推進計画」(見直し素案)について
- 9 会 議 録 別添のとおり(全9頁)
- 10 会議録署名
別添の会議録は書記が記載したものであり、別添記載の正確であることを認めここに署名する。

平成23年2月9日

委員長 上 羽 敏 夫

署名委員 小 松 慶 三

- 〔招集者〕 京丹後市教育委員会委員長 上羽敏夫
- 〔被招集者〕 文珠清道、森益美、小松慶三、米田敦弘
- 〔説明者〕 教育次長 吉岡喜代和、教育理事 高橋忠彰、社会教育課長 安達忠行
文化財保護課長 吉田誠、総括指導主事 後藤幸雄
- 〔書記〕 教育総務課長 糸井嘉彦

〈上羽委員長〉

ただいまから、平成22年第19回京丹後市教育委員会臨時会を開会いたします。

皆様ご承知のとおり、12月22日の京丹後市市議会におきまして、我々の念願の「学校再配置基本計画」が市議会のほうに修正案ということで可決いただきました。どちらにしても、否決でなしに議案が可決されたということで、マスコミでは大幅な修正という報道をしていますが、私どものとらえかたとしましては、ほとんど教育委員会の案と変わらなかったということで、大変危惧をしておりましたけれども、いい結果であったと感謝しております。

それでは、本日の会議録署名委員の指名をいたします。

小松委員を指名しますのでお願いします。

それでは、お手元の会議次第にそって議事を進めさせていただきます。

議案第95号「京丹後市学校再配置基本計画の修正について」を議題と致します。

米田教育長から提案理由の説明をお願いします。

〈米田教育長〉

委員の皆さんにはご苦勞様です。資料によって提案しますまでに、只今、委員長からもありましたけれども、8月17日の臨時議会で上程をしました基本計画、耐震計画ですが、特に再配置基本計画のほうは12月22日に議決をされました。内容については教育次長のほうから説明いたしますけれども、特別委員会で説明された中身と特に変わりありません。峰山町の町域の小学校は当面存続されます。また他町域も、複式学級、複数の学級のない中学校の統合を前提に設定されていますし、拠点校は示されてはいないので、こちらのほうで考えて実施計画を作るということになります。学校名のないところもありますが、示された案の中には可能な限り複数の学級が編制できる町域ごとの再配置を本計画終了後の次の段階を考慮に入れながら本計画期間内において、原則、次に示すとおりに行うという前書きで、町域ごとに書いてありますし、本計画に記載のない学校についても必要に応じて再配置を検討することとするということで、教育委員会の主体性を尊重した書き方をさせていただいております。

今後、教育委員会としてこの基本計画にのっとなって粛々と進めていくこととなります。皆さんに紹介しておきますが、議会の中でいろいろと意見交流されて、議決をする前に討論というのがあります。賛成の立場、反対の立場からそれぞれ交互に意見を述べられるわけですが、そ

の中で出された意見を一覧でプリントにして、ただメモをしておいた部分だけです。抜け落ちている部分があるかもしれませんが、また議事録ができましたらそれをお配りしますが、主に次のような意見が出ておりました。

読んでみると時間がかかりますので、アウトラインだけ言います。まず反対意見では、地域に説明が十分にできていないのではないか。反対の請願だとか要望だとかがたくさんあるのはそれを意味しているというような意見がございました。それからもう一つの視点としましては、小規模、複式学級がなぜいけないのかと、複式学級が困るという声はあまり聞いていない、保護者が求めている立派な制度だと、本当なのかと思って聞いておりました。複式学級を避けるというけれども、国も府も認めている。京都市はたとえ1人になっても複式学級は作らないというような意見もありました。それからもう一つまた別の視点としては、計画どおりに再配置が終了すれば教職員の数が減っていくと、完成した段階では200名ほど減ることになるわけですが、いわゆる地域の活性化との関連の意見もありました。

また、小中一貫教育をはじめとする教育内容に係わる意見も出ておりました。それから、「さぬき市」の丸写しではないかという意見、教育委員会、教育長は問題がないと言っているが、教育委員会がすることかと。そういうような厳しい意見もありました。それから賛成の意見としては、裏面に書いてありますけれども、少子高齢化の中で人口が減っていくと、早急に再配置を求める声もあるし、一定の児童数の確保をすることは大切だというような内容の意見、39校を訪問する中で、小中一貫教育を京丹後市の子どもに本当に役立てて学力・生きる力をつけて欲しいと実感した、十分検討して進めてほしいというような意見、それから地域の説明会についてはあまりにも一方的な意見が多く、教育とか地域での子育ての観点から遊離しており、教育を進める上での視点が弱かったという発言もありました。教育委員会の計画に賛成する立場の発言でした。

そういうことでありましたが、議決の時には、共産党の方の4人が反対でしたが、あとは賛成ということで可決されました。次長のほうから説明をしていただいて、その後の質問があった中で答えていきたいと思えます。

<吉岡教育次長>

それでは、議案第95号「京丹後市学校再配置基本計画の修正について」、教育長の説明に補足をさせていただきます。基本計画案と、それから議会のときに出された修正案、2つをご覧ください。冊子のほうは、これは修正されたあとのかたちになっておりますので、これをご覧ください。計画につきましては、8月16日に最終的に教育委員会議で承認をいただきまして、8月17日の臨時議会に提案しておりました。学校再配置審査等特別委員会に付託をされておまして、8月24日から12回にわたり、審査がされておりましたが、12月22日の本会議において委員長報告がされ、一部修正のうえ可決されております。

修正の内容については、別紙の計画案の対照表をご覧ください。主な内容としましては、1ページ、3、学校の適正規模の検討の中の(3)京丹後市の学校の適正規模の③の中で、中学校においては、1学年あたり2学級以上の学校規模の形成を目指すというふうにされました。それから、5、小中学校の再配置基本計画の中の(4)小学校中学校の再配置基本計画の中では、再配置は本計画終了後の次の段階を考慮に入れながら、本計画期間内において次に示すとおり行うこととしております。

具体的に2ページをご覧ください。まず峰山町域ですが、小学校の1校案が、五箇小の

再配置のみに修正をされており、五箇小だけの再配置というかたちになっています。それから大宮町域ですが、前期計画期間内に、大宮第三小学校を再配置することとしています。次に網野町域ですが、中学校は前期計画期間内に橘中学校を再配置することとし、小学校は前期計画期間内に三津小学校、郷小学校を再配置することとし、島津小学校の再配置は削除とされていますので、島津小学校はここからは無くなっています。それから丹後町域は、中学校については、前期計画期間内に宇川中学校を再配置することとし、ここも豊栄小学校の再配置は削除されています。続きまして、3ページ、弥栄町域は前期計画期間内に、野間小学校、黒部小学校、溝谷小学校を再配置することとし、吉野小学校の再配置は削除されています。久美浜町域は中学校については、前期計画期間内に高龍中学校を再配置することとし、小学校については前期計画期間内に、湊小学校と田村小学校を、また佐濃小学校と川上小学校、海部小学校を再配置するというかたちになっています。すべての地域におきまして、再配置に伴う拠点校が示されていないので、先ほどから拠点校の説明は省略させていただいております。また、(5) 学校再配置事業の個別実施方針では、個別の文字が削除され、実施方針は別途策定し再配置をすることとし、本計画に記載のない学校についても必要に応じて再配置を検討することとしています。なお、実施方針を毎年ローリングすることは修正はされていません。続きまして4ページ。別紙学校再配置個別実施方針の表がありましたが、実施方針を別途策定することとされたので、表自体が削除されています。以上が主な修正内容です。

今回の計画は議会基本条例に基づいて議決されたものであり、今後、少しでも見直しが必要となった場合には、改めて議決を受けて修正をする必要がありますので、その点もご理解のうえよろしくお願いいたします。なお、この計画とは直接関係ありませんが、少し報告させていただきたいことがあります。22日の臨時議会では、議会運営委員長の提出により、議会活性化特別委員会が設置されました。また、奥野議員の提出、吉岡豊和議員の賛成というかたちにより、京丹後市議会基本条例の一部改正が提案され、特別委員会に付託をされています。条例の改正の内容は、議会の議決事件の中から教育に関する計画を削除しようとする内容が含まれておりまして、今回の再配置や耐震化の計画も、その計画にあたると思うのですが、特別委員会に付託されましたので、どのようなかたちで審議されるかは、まだ分かりません。しかし、もし可決をされますと、先ほど説明しました再配置計画の修正等は、今後議決を受ける必要がなくなるということもありますので、今後の議会の審議結果によってはこのことについても影響が出てくることも考えられます。以上です。

<上羽委員長>

議案第95号をご説明いただきました。

ご質問、ご意見等がございましたらお願いします。

<文珠委員長職務代理者>

議会のほうの承認ということで、教育委員会のほうに議会から何らかの説明があってもいいんじゃないかという気がします。そういうことが議会からあるのか、議会の中で話をしているのだから改めて話をする必要がないということなのかということをお尋ねしたい。

それから、今、教育次長のほうから議会基本条例について教育の部分を削除したら、議会のほうに改めて承認の必要がなくなるかもしれないということですが、これからも教育

委員会の決めたことが議会に変更される、二重、三重攻めになってくる可能性がある。そのことが危惧されます。内容につきましては、これで基本計画を進めていけると思います。

一点単純なことです。基本計画案の修正案の1ページに書いてあります、5の小中学校の再配置基本方針、(4)小学校・中学校再配置基本計画の中にあります、下線の引いてあります「本計画終了後の次の段階を考慮に入れながら、本計画期間内において」というような表現があるのですが、ちょっと理解できないのですが、本計画終了後の次の段階を考慮に入れながら本計画期間内において次の基本計画を作っていくというのが理解できないのですが。

〈米田教育長〉

議決のときの様子が議会からのお知らせとなるということです。

〈上羽委員長〉

あえてそういう場があるとすると、議会報告の書面か地域での議会報告会です。そういう場での質疑応答があります。

〈米田教育長〉

二点目の「本計画終了後の次の段階を考慮に入れながら」ということですが、最初にあります峰山町域で説明をいたしますと、計画期間内に複式学級の編制される五箇小学校を再配置しますとありますが、ここには五箇小学校を複式学級があるので再配置しますとありますが、他の学校のことを書いてありません。結局五箇小学校を他の学校に再配置しますが、さらに将来を考えると、峰山町も例えば1校案に考えなければならないかもしれない、その時に五箇小学校をどこの学校に再配置していくべきか、いわゆる将来のことも考えて再配置していかなければならないということだと思います。

〈吉岡教育次長〉

教育長の言われたとおりですけれども、一応計画終了後の10年先になってからもいろいろあるだろうから、そういうことも頭に入れておきなさいということです。今回削除されました峰山の1校案、島津や豊栄についても、将来的には再配置があるかもしれないということも頭に入れておきながら、この計画を進行していきなさいということです。

〈上羽委員長〉

いかにも政治的配慮のきいた文言で、憲法解釈と一緒に裁判官に判断していただかないと分からないくらい微妙です。ここの文章をもってきて、いかに委員会の中で多種多様な意見があって、難解な審議をしてもらったということ、こういう表現の仕方で窺い知ることができるかと理解しております。単純には表現ができなかったと。そうかと言って教委のほうの思いも活かしておかないと具合が悪いという瀬戸際のところ、普通の人が見たらどこをとっていいかわからないという表現の仕方になっていると私は理解しています。

〈吉岡教育次長〉

基本条例のことについては、先ほど言いましたように付託されましたけれど、結果その付託された一部改正の条例が通るとは限りません。もしかしたらこのままのかたちで、提

案されたけれども提案には反対ですということになった場合は、今後もずっと同じかたちで議会に提案をしていく必要があるということになります。

それは修正がある度にそういうかたちをとらなくてはなりません。反対に可決になれば、それが不必要になりますので、教育委員会が決めさせていただくことを議会のほうに提案して議決していただくことはなくなります。ですから今までどおりの計画でも提案する必要がないということです。

<森委員>

計画案の修正案を見せていただいたときに、漢字のことですが、「へんせい」が「編成」と「編制」があるのですが、どう違いますか。

<藤村学校教育課長>

複式学級の「せい」は「制」です。字の誤りということで修正させていただきます。

<森委員>

修正案に基づいて1日でも早く、子どものことを考えて進めていかなければならないと思います。子どもが一番ですし、周りばかりでなく、実際に係わる親と子どものことをすごく気にしながら、早く進められるものであれば進めていってあげたいと思います。

<小松委員>

どちらにしても小中一貫の我々の考え方で進めていくことにおいて変わりはない。ただこの修正案に基づいて地域の説明をどのように、議会の変更部分をどう住民の方に説得をし、新しい方向にもっていけるのか、そのあたり、今後また基本条例の問題はあるにしても、ローリングそれがすぐ議会のほうに挙げていくのか、そういったローリングのやり方、特にまた同じような問題が出てくると思う。そこのあたりをどう対応するのか。すっきりしたかたちでやっておかないと、個別に説明会をあるいは議会をというかたちになるとちょっと違うと思う。ローリングとの兼ね合いと、今後における進め方が一番気になります。

<吉岡教育次長>

今回の計画の中で実施方針は削除されましたが、計画期間の3年の見直しと実施方針をローリングするということはそのまま残っています。まず3年のほうの見直しについては、計画全体の見直しが可能ですので、3年ごとに内容を確認して、再配置の組み合わせとか再編の組み合わせ、どこの学校を再配置するかということも含めて見直しができることになっていますので、確認をして、子どもたちの人数やその時の社会情勢によっては今計画の中にあがっていない学校も再配置に該当することもあり得る話だと思っています。3年ごとの見直しについては、今の議会基本条例がそのままありますと提案をして議会の承認が必要になります。それからもう一つのほうの実施方針ですが、これについては今日は提案させていただいていませんが、実施方針は5年の計画ではなくて、それ以下の3年とか4年くらいのもので実施方針をたてさせていただく予定としておりますので、それについてはローリングを行うということで、この場合のローリングについては議会の承認は必要ありませんので、教育委員会で決めたことを報告をさせていただきたいと思っています。

見直しをかけると、予算が絡んでくる部分がありますので、ローリングについてはだいたい12月にさせていただいて、翌年度の予算に間に合うようなかたちにしたいと思います。

実施方針で見直しができるのは、拠点校と年度ですので、再配置の学校については本体の計画の3年の見直しのときにしかできませんので、ローリングについては年度を早めたり、拠点校を変えるときというようなことはローリングの中でできると思っています。以上です。

<上羽委員長>

ただいまのそれぞれご意見がありましたけれども、全体を通して他にご意見はありませんか。

<文珠委員長職務代理者>

実際の日程は決まっていますか。

<吉岡教育次長>

日は決めていませんが、1月4日の教育委員会で、事務局案を示させていただいて、審議をいただきたいと思います。それを受け、議会のほうにも報告をしますと同時に、各地域、PTAへも説明に行かなければいけないので、早いところについては1月の中頃から区長さん方へ連絡を取りまして、協議に入っていきたいと思っています。早いところは、平成24年4月に再配置を行うとするとところが一番早くなりますので、それについては1年少ししかありませんので、早急な協議が必要だと思っています。協議によって話ができるようでしたら、来年の6月か9月議会にはどこの学校がどこの学校と一緒にするという条例を提案する必要があります。議会基本条例ではなく、議案として出す条例の項目に入っていますので、平成24年の4月に統合を行うところについては遅くとも9月議会に正式なかたちで教育委員会としての考え方を条例として提案させていただくこととなります。

<文珠委員長職務代理者>

地元説明会はどのようなメンバーでされますか。

<吉岡教育次長>

地元説明は市長部局は関係なくなりますので、教育委員会の対応になります。

<上羽委員長>

地域での説明会と学校づくり準備協議会の兼ね合いは。いつ準備会を立ち上げていくかについてはどうですか。

<吉岡教育次長>

例として、平成24年4月に再配置するところが一番早いですが、先ほども言いましたように、1月中旬くらいには地元やPTAに協議に入らせていただくときには、まず準備協議会を作りたいということを理解していただくことから始める必要がありますので、それをどのようなかたちで立ち上げていくかの相談もさせていただきます。仮に今までの経過から反対をされている地域については、準備会そのものが立ち上がらない可能性もおき

てきますので、まずそこを理解していただくようにまず説明をさせていただきます。そして、地域の理解が一定いただけましたら協議会を立ち上げるということになります。

ですから、1月中旬くらいに説明に行っても、すぐに分かりましたということにはならないだろうと思いますので、なんとか春くらいまでには協議会を立ち上げることができればと思います。これが平成24年4月再配置についてです。

その翌年25年4月に再配置するところについては、今、説明させていただいたところより早くする必要はないと思いますので、春ごろからでも十分間に合うかという思いもありますが、ただ先ほどからご意見もいただいていますように、修正案が可決されて教育委員会が説明していたことと違う内容のところがありますので、そのような地域について放っておくことはできませんので、区長さん等に連絡させていただいて、地域に説明する必要がある場合は教育委員会のほうで議会で修正があったので計画を見直しさせていただいたということを説明に行く必要があると思っています。ただこれも再配置の実施方針の内容によって、同じようなかたちですべての地域でできるとは思っていないので、地域全体に区民をすべて集めてほしいというところや、中には区長のほうで聞いて区の総会で教育委員会から説明があったことを説明していただけるところもあるかと思っています。その地域の状況に応じて説明会をさせていただきます。

<上羽委員長>

反対されている住民の多くは誤解されていて、そのような場に出て行ったら修正の説明や、どうしてそうなるのかという話になると思う。しかし、本来説明責任はこちらにはない。修正されて可決されているわけで、その案について粛々と実施せざるを得ないというのが教育委員会の立場である。

その過程をなぜ変えたのかということの説明してほしいと言われても、説明する根拠もない。だから行っても、行ったところによっては意味のない、答えようもないことになる。住民にしてみれば、向かっていくところがないし、説明会をしても何のための集まりだということになる可能性もある。

<吉岡教育次長>

議会報告会がいつ行われるかという予定が分かりませんが、教育委員会も急いでいく必要がないと思っているのは、議会報告会をされてからでもいいかと思っている地域もあります。早い地域については1月中旬ごろから動かないといけませんが、例えば豊栄地域については、どちらかという地域の要望に応じたかたちで今回の再配置からはなくなっているわけですので、そのようなところは議会の報告が済んだ後でもいいかという思いもあります。

ですから地域の事情によって、説明会の時期も1ヶ月や2ヶ月くらい前後して行うこともあると思います。

<上羽委員長>

特に反対の強かった島津や豊栄地域については、その地域の立場がありますし、勝利宣言をされていますので、そのようなところへわざわざ説明も出来ないようなことで、説明に行くのもいかなものかと思っています。

<文珠委員長職務代理者>

耐震化の計画が可決されていますが、それはどうでしょう。

<吉岡教育次長>

それも難しいところでして、耐震化の計画が可決されて、事務は新年度予算に影響するところがありますので、既にやっていかなければなりません。テレビ等でご承知のとおりこの12月に国が補正予算をしました。その関係で耐震化に伴う補助金はその補正予算の中でずいぶん手当てがされましたので、今回も12月議会で市のほうも補正予算を計上させていただいて、すぐにでも耐震化の事業に取り掛かれるようになりました。ただ、現在耐震の細かい実施設計をしています。それが3月ごろまでかかるものがほとんどです。それが終わったらすぐに取り掛かりたいと思っています。

それと耐震化の計画については、皆さん既にご承認いただいておりますが、5年の実施計画が後ろについています。それと再配置の関係が微妙でして、過日、議会議長にも話をさせていただいてまして、内容を少し確認させていただいて、必要があれば5年の実施計画を無くしてしまう可能性があります。それについては担当課のほうで内容を精査して、必要があればそれを取ってしまう計画をして、再配置を3年の実施方針をするのであったら、耐震化も3年の実施方針にするなどして合わせる必要があるかと思っています。それから耐震化については、峰山は拠点校を決めていなかった関係もありまして、耐震についても全部括弧書きにしていた部分もありまして、それについても今回のことによって耐震をする必要があることとなりますので、括弧を取ってしまって修正をする必要がありますので、今ご質問いただいたように耐震化に影響が出てきている部分もありますので、それも含めて精査をさせていただいて、必要があれば3月議会くらいにその修正を提案することも検討しております。

ただ、それより先に議会基本条例一部修正が可決されてしまいますと、耐震化計画の見直しも改めて議会に出す必要がなくなりますので、時期が微妙であると思っています。

<上羽委員長>

その他、ご意見ございませんか。

それではお諮り致します。議案第95号「京丹後市学校再配置基本計画の修正について」につきまして、承認にご異議ございませんか。

[全委員]

異議なし。

<上羽委員長>

異議なしと認め、承認致します。

<上羽委員長>

本日の議事はすべて終了いたしました。

続いて、3、その他ということで、市民部から「京丹後市保育所再編等推進計画」（見直し素案）の説明をいただくため、出席をお願いしています。

石嶋市民部長から説明をいただき、その後、意見交換等を行いたいと思いますので、よ

ろしくお願いします。

〈石嶋市民部長〉

京丹後市保育所再編等推進計画（見直し素案）の説明

・ ・意見交換・ ・

〈上羽委員長〉

全体を通して、何かご質問がありますか。

特にないようですので、以上で、第19回京丹後市教育委員会臨時会を閉会致します。

皆さまご苦労様でした。

〈閉会 午後5時45分〉